

富良野市地域づくり推進事業補助要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、富良野市地域づくり推進基金条例施行規則第 2 条の運用に関し、必要な事項を定める。

(事業の対象者)

第 2 条 規則第 2 条で定める地域づくり推進事業（以下「事業」という。）の対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本市に住所を有している者
- (2) 本市に所在する団体、事業所及び地域コミュニティ組織

(補助の内容)

第 3 条 事業のうち、市が補助を行う場合の対象経費及び補助金は、次の各号に定める額とする。

- (1) 調査研究・研修活動補助事業、国内交流補助事業及び研修会等開催補助事業等に係る補助対象経費は、交通費、宿泊費、受講料、負担金、講師謝礼、会場借上料等で市長が認める者。
- (2) 当該事業に国、道から助成がある場合、又は当該事業に入場料等の事業収入がある場合は、その全額を補助対象経費から控除する。
- (3) 当該事業に対する補助金の額は、市長が認める補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (4) コミュニティ活動補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、別に定める。

(添付書類の提出)

第 4 条 補助を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる書類

2 補助金交付の決定を受けた者は、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考となる書類

(計画の変更)

第 5 条 申請者は、補助事業の内容について変更しようとするときは、あらかじめ変更し申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(庶務)

第 6 条 事業の庶務は、市民生活部コミュニティ推進課内において処理する。

(適用)

第 7 条 補助に関する事項で、この要綱に定めのない事項については、市費補助金交付規則（昭和 62 年規則第 23 号）の例による。

(その他)

第 8 条 この要綱で定めるもののほか、事業の運用について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 富良野市コミュニティ活動補助要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。